

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

記入日

高校生等奨学給付金支給申請書（通常申請）

次の 6 点を確認の上、☐ 全てに必ず ☒ 点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、福岡県知事の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は福岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- ☒ 福岡県私学振興課が関係部署及び機関（児童相談所、福祉事務所）等に対し申請内容に関する調査を行うことに同意します。
- ☒ 税額の更正決定等により、都道府県民税・市町村民税の税額が変更し、その結果、奨学給付金の対象外となった場合は、県の決定に従い、速やかに受給した給付金の全額を返還いたします。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

該当箇所にチェック

ふりがな			高校生等との関係	☐ 親権者 ^{※1} ☐ 未成年後見人（里親ではない） ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者	☐ 生徒本人 ☐ その他
申請者の氏名 (保護者等)					
電話番号 ^{※2}	☎ 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 （日中連絡が可能な番号を記入してください。）				
申請者の住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 福岡県〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇			現在 1 年生で 新入生早期分の受給の有無	
				☐ 有 ☐ 無	

※ 1 対象となる高校生等が入学時点では未成年で、7 月 1 日時点で成人である場合は父母と読み替えるものとする。

※ 2 連絡がつかない場合、支給ができなくなる可能性があります。

1. 【対象となる高校生等について】

ふりがな	けいせい たろう		生徒の 生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の氏名	慶成 太郎						
在学する学校	学校名	私立； 慶成高等学校		学年： 年			
	在学期間	令和 年 月 ～ （入学年月）		学校の種類・課程・学科 記入する箇所に○し ださい。	☒ 高等学校（全日制） ☐ 高等学校（通信制） ☐ 高等学校（定時制） ☐ 中等教育学校（後期課程） ☐ 高等専門学校（1～3 学年） ☐ 専修学校（高等課程・一般課程） 昼間学科 ☐ 専修学校（高等課程・一般課程） 夜間等学科 ☐ 専修学校（高等課程・一般課程） 通信制学科 ☐ 各種学校（外国人学校・その他）		
	うち今年度の 休学期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月					
	学校の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇					
過去の高等学校等における在学期間 ^{※3}	学校名	(平成・令和) 年 月 ～ 年 月		学校の種類・課程・学科			
	学校名	記入不要		学校の種類・課程・学科			

※ 3 中学校等の在学期間は記入不要です。

2.【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

該当箇所にチェック

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

- ① ☐ 日本国
- ② ☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当をさい。)

日本国籍以外の方は、該当箇所にチェック

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	☐	特別永住者					
④	☐	永住者					
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日
⑥	☐	永住者の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日
⑦	☐	定住者 ※外国人学校の生徒は 在留期間のみ回答	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日
			日本国に永住する 意思の有無	☐ はい(あり)	☐ いいえ(なし)		
⑧	☐	家族滞在 ※外国人学校の生徒は 在留期間のみ回答	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日
			日本国の小学校 の卒業の有無等	☐ 卒業した	☐ 卒業していない		
			小学校名				
			所在地	都・道・府・県			
			日本国の中学校 の卒業の有無等	☐ 卒業した	☐ 卒業していない		
			中学校名				
			所在地	都・道・府・県			
			日本国で就労する 意思の有無	☐ はい(あり)	☐ いいえ(なし)		
⑨	☐	上記以外の在留資格 (留学等)	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	

該当箇所にチェック

3. 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(1) 高等学校等就学支援金等の支給決定通知を受領している場合

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

- ☐ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書の写し(コピー)を添付します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)

(2) 高等学校等就学支援金等の支給決定通知未受領の場合

生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～③のいずれかの□にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

日本国籍の生徒

- ① ☐ 「住民票(原本。コピー不可。)」を添付します。

日本国籍以外の生徒

- ② ☐ 「住民票(原本。コピー不可。)」を添付します。※国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
- ③ ☐ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
- ④ ☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の□にレ印を付けてください。)

- ・ 2(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた
- ・ 2(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた

- ⑤ ☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

- ⑥ ☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

4.【生活保護(生業扶助)の受給状況について】

下記の a 又は b の該当する方の□に必ずレ点を付けてください。

該当箇所にチェック

a	☐	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条(等就学費)を受給しています。つきましては、生業扶助の受給状況が分かる生活保護受給証明書を提出します。
---	--------------------------	---

→「6.【世帯区分について】」の記載に進んでください。
(申請書の5.【保護者等の収入等の状況について】は記載不要です。)

b	☐	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)は受給していません。
---	--------------------------	--

→「5.【保護者等の収入等の状況について】」の記載に進んでください。

該当箇所にチェック

5.【保護者等の収入等の状況について】(※(1)又は(2)のいずれかの□に印を付けてください。)

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。

※都道府県民税・市町村民税の未申告者がいる場合は、申告の上、提出してください。

①	☐	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ※海外に居住しているため課税証明書の取得ができない場合は、申請できません。
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は全員分) (未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(生計維持者)2名分(父母) 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合 等
⑤	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合(父母2名が存在する場合は④となります。) ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在せず、成人に達している場合 等

課税証明書等を添付する者(①～⑥)の氏名及び生徒との続柄

フリガナ		生徒との続柄		生徒との続柄
氏名				

課税証明書を添付する保護者氏名・続柄を記入

(2) 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため
--------------------------	---

6. 【世帯区分について】

①課税証明書等の内容から下記の表に転記してください。なお、生活保護受給世帯は、所得割額の記入は不要です。

保護者等 A	市町村民税 所得割額	道府県民税 所得割額	i 合計所得割額	判定額 (i と ii の合算額)
保護者等 B	市町村民税 所得割額	道府県民税 所得割額	ii 合計所得割額	

課税証明書の所得割額欄を転記

②上記判定額の結果から該当する世帯区分に☑を付けてください。
生活保護受給世帯はA-①またはA-②に☑を付けてください。

世帯区分

A生活保護受給世帯（高校生等本人に係る生活保護受給世帯であって生活保護を受給している）

☐ A-① 生活保護受給世帯（全日制・定時制）

☐ A-② 生活保護受給世帯（通信制）

該当世帯にチェック

B上記判定額が0の場合（住民税非課税世帯）

☐ B-① 住民税非課税世帯（全日制・定時制）

☐ B-② 住民税非課税世帯（通信制）

C上記判定額が 1 ～ 105,499 の場合（年収目安約270～380万円）

☐ C-① 上記判定額が 1 ～ 105,499 の場合（年収目安約270～380万円）（全日制・定時制）

☐ C-② 上記判定額が 1 ～ 105,499 の場合（年収目安約270～380万円）（通信制）

D上記判定額が 105,500 ～ 182,499 の場合（年収目安約380～490万円）

☐ D-① 上記判定額が 105,500 ～ 182,499 の場合（年収目安約380～490万円）（全日制・定時制）

☐ D-② 上記判定額が 105,500 ～ 182,499 の場合（年収目安約380～490万円）（通信制）

※下記の場合はA生活保護受給世帯またはB住民税非課税世帯に
該当している場合のみ支給対象となります。

- ・申請書p2記載の在留資格が⑦「定住者」の生徒で、日本国に永住する意思なし
- ・申請書p2記載の在留資格が⑧「家族滞在」の生徒で、日本の小中学校を卒業していないまたは日本で就労する意思なし
- ・申請書p2記載の在留資格が⑨「その他の在留資格」の生徒
- ・外国人学校の生徒

また、新入生（令和8年4月以降入学の生徒）で、在留資格が「留学」の場合は
奨学給付金支給対象外となります。